

(B) 特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可）
勤務先から6月頃に配布される横長の紙です。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤続長務者用）

給与収入	2740000	またる給与 以外の合算 所得区分	
給与所得 （所得控除）	1838000	所得区分	
その他の所得割		所得控除額①	1838000

課税標準
課税標準額② 400000

雑所得		雑所得控除額③	300000
社会保険料	370000	所得控除合計④	1430000
小規模企業共済 年金保険料			
地震保険料			

（備考）個人住民税徴収控除額●●円 控除外税●●円
香付立振単位除額 市民税●●円、県民税●●円

税額控除前所得割額④	24360	納付額	
総控除額⑤	13560	6月分	0
所得割額⑥	10800	7月分	0
均等割額⑦	3500	8月分	0
税額控除前所得割額④	16240	9月分	0
総控除額⑤	9040	10月分	0
所得割額⑥	7200	11月分	0
均等割額⑦	2200	12月分	0
森林環境税額⑧	1000	1月分	0
特別徴収税額⑨	24700	2月分	0
控除不足額⑩	0	3月分	0
既充当・既委託納付税⑪		4月分	0
賦納付額⑫		5月分	0
差引納付額⑬⑭⑮⑯	24700		
変更前税額⑰	*****		
増減額⑱⑲	*****		
変更月			

受給者番号	000000	氏名	〇〇 〇〇 様	指定番号	
		住所	〇〇市〇〇00番地00	宛名番号	

赤枠の部分を審査で確認しますので、
氏名が載っているところも
含めて必ずコピーしてください。

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）しましたので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇 〇〇
問合せ先 〇〇市市民課 電話 027-XXX-XXXX
群馬県 〇〇市長之印

◀ ここからゆっくりりはがしてください。

(C) 納税通知書の写し

- ・ 自営業で非課税の場合は、納税通知書は発行されないため、非課税証明書を取得してください。
- ・ ご自身で申告された申告書類等は不可です。

令和〇年度 市民税・県民税 税額決定 通知書
・ 森林環境税 納税

370-0000 〇〇市〇町00番地 〇〇 〇 様

あなたの市民税・県民税・森林環境税を下記の通り決定（変更）しましたので通知します。

令和〇年〇月〇日 群馬県〇〇市長 〇〇 〇〇 表之印

納税義務者住所	〇〇市〇町00番地
納税義務者氏名	〇〇 〇〇

課税標準額	決定内容	変更前	事由		
決定内容	変更前	市民税 (円)		県民税 (円)	
均等割額	3000	1700	*****	*****	5700
均等割額	3000	1700	*****	*****	
森林環境税	1000円		*****円		
市民税減額 (B)	5700円		*****円		
県民税減額 (C)		5700円		*****円	